

1. 件名：伊方発電所 187kV送電線からの受電停止について

2. 日時：令和2年1月27日 10時00分～11時05分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房総務課事故対処室

笠原室長補佐

原子力規制部検査グループ実用炉監視部門

吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

四国電力株式会社（以下「四国電力」という。）

東京支社 課長（原子力担当） 他1名

5. 要旨

(1) 四国電力より、令和2年1月25日に発生した伊方発電所187kV送電線からの受電停止について、提出資料に基づき説明があった。四国電力からの主な説明は以下のとおり。

○伊方発電所1、2号機の屋内開閉所において、母線連絡遮断器の保護リレーの取替え後の確認作業で、起動変圧器2号を系統切替えるため甲母線断路器を操作しようとしたところ、母線保護リレーが動作し、乙母線に接続されている187kV送電線4回線全ての遮断器が開放して受電が停止した。

○これにより、187kV送電線から受電していた1、2号機は66kVの予備系統から受電し、また、本作業のために500kV送電線から187kV送電線の受電に切り替えていた3号機は非常用ディーゼル発電機から受電した後、500kV送電線からの受電に切り替え、1、2、3号機ともに外部からの受電は復旧した。

○本事象について状況調査を行ったところ、187kVガス絶縁開閉装置（GIS）に封入されているガスの分析により、伊方南幹線1号機乙母線断路器ユニットにおいて、3相地絡の際に発生するガスを確認した。

○今後、187kV乙母線及び伊方南幹線1号線を隔離し、健全な187kV甲母線が187kV送電線3回線（伊方北幹線1、2号線及び伊方南幹線2号線）から受電した状態で部分放電試験を実施し、異常の有無を確認予定。

(2) 原子力規制庁より、外部電源については令和元年11月25日の面談で四国電力から、本作業期間を含む令和2年1月6日から令和2年3月5日の間、保安規定に基づき計画的に運転上の制限外に移行し、予防保全を目的とした点検・保守を実施する旨報告を受けているが、今回の事象が運転上の制

限を逸脱するか保安規定の内容を再度確認し、逸脱と判断した場合は直ちに報告するよう伝え、四国電力より了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：伊方発電所 187kV送電線からの受電停止について